

TOKYO 多摩ワーク 利用要綱

本利用要綱（以下「本要綱」という。）は、TOKYO 多摩ワークの施設利用に関する事項を定めたものです。本要綱に同意した上で利用してください。

第1条（定義）

本要綱において使用する以下の用語の定義は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- （1）「TOKYO 多摩ワーク」とは、東京都商工会連合会（以下「連合会」という。）が多摩地域におけるサテライトオフィスの可能性を探るため、利用者が一時的に業務を行うための作業スペースを時間単位で利用できる別紙1に記載のある施設（以下「本施設」という。）のことをいいます。
- （2）「利用者」とは、本施設利用のために、本施設専用 WEB サイト (<https://tamawork.tokyo>) から利用予約を行い、本施設を利用する個人をいいます。

第2条（利用要綱の遵守）

本施設の利用にあたっては、本要綱に定める事項を遵守するものとします。

第3条（運営管理者）

本施設は、連合会及び連合会が委託する別紙1に記載のある民間事業者が管理運営を行います。本要綱では、連合会及び委託を受けた民間事業者を「運営管理者」といいます。

第4条（利用者要件）

本施設は、都内在住または在勤で、企業等で働く方（個人事業主を含む）が利用できます。

第5条（利用料金）

本施設の利用料金は、本施設専用 WEB サイトに記載のとおりです。利用料金には、座席、什器、Wi-Fi 等の利用料金が含まれます。

第6条（営業時間）

本施設の営業時間及び休業スケジュールについては、本施設専用 WEB サイトを確認してください。なお、全館停電や警備上の理由、または本施設に関するその他の事由により、予告なく営業時間が変更もしくは営業中止となり、予約が予告なくキャンセルとなる場合があることを、利用者は意義なく承諾するものとします。

第7条（本施設の利用）

- 1 本施設は利用者が働くための環境を提供するものであり、事前予約を行ったうえで利用する

ことができます。

- 2 利用者は、別紙 1 に記載の各施設を本施設専用 WEB サイトに記載された営業日並びに営業時間内の予約をした時間に限り利用することができます。予約をした時間外は本施設を利用することはできません。
- 3 予約は本施設専用 WEB サイトに記載の各施設で設定された時間単位で行い、利用希望日の 30 日前からできます。
- 4 本施設の空き状況については、本施設専用 WEB サイトからご確認ください。
- 5 運営管理上、都内在住または在勤が確認できる証明書をご提示いただく場合がございます。
 - (1) 都内在住者：運転免許証、健康保険証等、氏名と居住地が確認できる身分証明書
 - (2) 都内在勤者：社員証及び(1)の身分証明書
- 6 本施設内では、Wi-Fi が利用できます。
- 7 利用後は、机・椅子等を元の状態に戻してください。
- 8 利用にあたっては、施設や什器等の汚損がないよう注意してください。
- 9 運営管理及び防犯対策のため、一部施設においては防犯カメラにて施設内を撮影しております。
- 10 新型コロナウイルス感染症対策のため、スタッフはマスクを着用しております。利用者においては、入室時の検温や手指消毒、マスク着用を徹底させていただきます。また 37.5 度以上の発熱や風邪の症状等が見られる場合、利用をお断りさせていただきます。体調不良や感染が疑われる同居家族等がいる方等も利用をご遠慮ください。
- 11 本施設は実証事業の一環として運営するため、利用後のアンケートに協力してください。
- 12 イオンモール日の出の利用に際しては、別に定める利用要綱にも同意させていただきます。

第 8 条（禁止事項）

運営管理者は、利用者が本施設内において以下の各号の行為またはこれに類する行為をすることを禁止し、利用者が当該禁止行為を行った場合は、直ちに各施設の利用を中止させることができますこととします。

- (1) 立入禁止された場所に侵入すること
- (2) 喫煙または飲酒をすること
- (3) 一部施設で認められたものを除き、本施設外から飲食物の持ち込み及び注文をすること
- (4) 寝位による仮眠をとること
- (5) 他の利用者に迷惑を及ぼす音、振動または臭気等を発生させること
- (6) 第三者の財産、プライバシー、名誉または肖像権を侵害すること
- (7) ネットワークまたはシステム等に過度に負担をかけること
- (8) 利用者以外の者や動物を施設内に入れること
- (9) 法令または公序良俗に反すること
- (10) 本施設の管理運営上、支障があると運営管理者が認める行為をすること

第9条（善良なる管理者の注意義務）

- 1 利用者は、本要綱等に従い、他の利用者及び第三者の迷惑となる行為をせず、善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。
- 2 利用者は、本要綱に定めのない事項については、運営管理者の方針に則り、その指導に従って利用してください。

第10条（責任区分）

- 1 荷物・貴重品・電子データ等は利用者が自己の責任で管理してください。万が一盗難、紛失、毀損した場合も、運営管理者は一切の責任を負いません。
- 2 本施設の利用中に事故等が発生した場合であっても、運営管理者に故意若しくは重過失のある場合を除き、運営管理者は一切の責任を負いません。
- 3 長時間放置された私物等（以下「放置物」という。）について、運営管理者は、当該放置物を他の場所に移動させ、放置発見日を含めて7日間は別の場所にて保管し、その後、運営管理者が貴重品と判断したものについては、最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分します。放置物が飲食物等であった場合は即日処分します。
- 4 各施設の建造物・設備・備品等を毀損及び紛失した場合、その他、第三者に対して損害を与えた場合は、速やかに運営管理者に申し出てください。利用者の故意または過失による場合、修理代等、運営管理者及び第三者が被った損害の賠償をしていただきます。
- 5 利用者は自ら保有する情報の管理を自己の責任において行ってください。通信回線の障害等によるデータの消失、第三者による情報の漏洩、不正アクセス、その他の事由により利用者に生じた損害について、運営管理者は一切の責任を負いません。
- 6 地震・風水害等の天変地異や火災、暴徒等を原因とする災害・停電・事件・事故等の損害その他それらを原因とする設備の故障等により生じた損害について、運営管理者は一切の責任を負いません。

第11条（権利の譲渡及び貸与の禁止）

本施設を利用する権利は、第三者に譲渡や貸与することはできません。

第12条（利用停止）

次のいずれかに該当した場合には、当該利用者の利用を停止します。

- （1） 利用対象者の要件を満たさなくなった場合
- （2） 本要綱に反する行為があった場合
- （3） 運営管理者や他の利用者、または第三者に損害を与える恐れがあると運営管理者が判断した場合
- （4） その他、運営管理者が必要と判断した場合

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、以下の各号の事項を確約します。
 - （1） 利用者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないこと
 - （2） 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本施設を利用するものではないこと
 - （3） 自らまたは第三者を利用して、本施設について以下の行為をしないこと
 - ① 脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 利用者が前項に違反したときは、運営管理者は、直ちに各施設の利用を中止させることができることとします。

第14条（個人情報の取り扱い）

運営管理者は、利用予約時にご提供いただいた個人情報を本施設の運営やそれに関わる事業以外には利用いたしません。また、当該個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」、「東京都個人情報の保護に関する条例」及びその他の関係法令に基づき適切に管理します。

第15条（利用要綱の変更）

- 1 本施設の運営上必要な範囲で本要綱を変更することがあります。
- 2 前項による本要綱の変更にあたり、変更後の本要綱の内容及び効力発生日を本施設専用 WEB サイトに掲出します。
- 3 変更後の本要綱の効力発生日以降に利用者が本施設を利用したときは、利用者は、本要綱の変更に同意したものとみなします。

第16条（準拠法）

本要綱に係る法律関係については、日本法を準拠法とします。

第17条（裁判管轄）

本要綱に関連して生じる一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

（施行期日）

この要綱は、令和3年8月23日から施行します。

TOKYO 多摩ワーク 施設一覧

- 永田珈琲「こもれび」
住所：東京都小平市美園町 1-6-1 グリーンプラザビル 2F
＜運営委託会社＞ 有限会社ナガタ（東京都小平市天神町 2-3-12）

- 小金井市商工会ギャラリー
住所：東京都小金井市梶野町 5-1-1 nonowa 東小金井
＜運営委託会社＞ 株式会社文伸（東京都三鷹市上連雀 1-12-17 三鷹ビジネスパーク）

- K's 学習 L A B.
住所：東京都昭島市玉川町 1-18-10 河辺ビル 2 号館 3F
＜運営委託会社＞ 河辺印刷株式会社 K's 学習 L A B.（東京都昭島市玉川町 1-17-4）

- あきる野ルピア
住所：東京都あきる野市秋川 1-8 あきる野ルピア 1F
＜運営委託会社＞ 株式会社ウィズ田島（東京都あきる野市伊奈 1504-11）

- イオンモール日の出
住所：東京都西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木 237-3（2F 西側喫煙室跡）

以上